

広島中央エコパーク整備事業に係る
環境影響評価書

【 本 編 】

平成 27 年 3 月

東 広 島 市

様式第 1 2 号 (第 4 2 条関係)

環 境 影 響 評 価 書

都市計画決定権者の名称		名称：東広島市 市長 蔵田 義雄 (都市部都市計画課) 所在地：広島県東広島市西条栄町 8 番 29 号	
都市計画対象事業の目的		「第 4 章 都市計画対象事業の目的」参照	
都市計画 対 象 事 業 の 内 容	都市計画対象事業の名称	広島中央エコパーク整備事業	
	都市計画対象事業の種類	ごみ焼却施設の設置事業	し尿処理施設の設置事業
	都市計画対象事業の規模	300 t/日 (「5.4.2 (6) 施設規模」参照)	300 kL/日 (「5.4.2 (6) 施設規模」参照)
	都市計画対象事業実施区域	ごみ焼却施設、し尿処理施設 ：広島県東広島市西条町上三永地内 及び広島県竹原市田万里町の一部 (図-5.3.1 参照)	
	都市計画対象事業実施区域の面積	約 192,000m ²	
	都市計画対象事業の実施に係る工法、 期間及び工程計画並びに供用予定時期の概要	「5.6 工事計画等」参照	
	都市計画対象事業実施区域内における 施設の種類の、規模及び配置計画の概要	「5.4 事業計画の概要」参照	
	都市計画対象事業の実施後の土地又は 工作物において行われることが予定される 事業活動その他の人の活動の内容の概要	「5.4 事業計画の概要」参照	
都市計画対象事業に密接に関連して 行われる事業の内容の概要	なし		
その他都市計画対象事業の内容に関する 事項であって、その変更により環境影響が 変化することとなるもの	なし		
都市計画対象事業実施区域及びその 周囲の概況	「第 6 章 建設候補地及び周囲の概況」参照		
方法書についての環境の保全の見地からの 意見を有する者の意見の概要及び当該意見 についての都市計画決定権者の見解	「7.1 方法書に対する住民意見の概要及び都市 計画決定権者の見解」参照		

	方法書についての環境の保全の見地からの知事の意見及び当該意見についての都市計画決定権者の見解	「7.2 方法書に対する県知事意見及び都市計画決定権者の見解」参照
	都市計画対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	「第8章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」参照
	都市計画対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たり、知事に技術的な助言を求めた場合は、その内容	なし
環境影響評価の結果	環境影響評価の項目ごとに取りまとめた調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果	「第9章 環境調査結果の概要並びに予測及び評価の結果」参照
	環境の保全のための措置	「第10章 環境保全のための措置」参照
	環境の保全のための措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講じるものである場合には、当該環境の状況の把握のための措置	「第11章 事後調査計画等」参照
	都市計画対象事業に係る環境影響の総合的な評価	「第12章 環境影響の総合的な評価」参照
	環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	「第15章 環境影響評価の委託先」参照
	準備書についての環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要及び当該意見についての都市計画決定権者の見解	「第13章 準備書に対する意見及び都市計画決定権者の見解」参照
	準備書についての環境の保全の見地からの知事の意見及び当該意見についての都市計画決定権者の見解	「第13章 準備書に対する意見及び都市計画決定権者の見解」参照
参考事項	都市計画対象事業を実施することにつき必要な許認可等の内容	「第16章 事業に係る許認可、届出等」参照
	その他	条例第十四条の地域は、「参考」に示す地域とする。

- 注 1 「都市計画対象事業実施区域」の欄及び「都市計画対象事業実施区域及びその周囲の概況」の欄に記載した内容については、その概要を適切な縮尺の平面図に記載し、添付すること。
- 2 記載事項を枠内に記入できないときは、別紙に記載し、添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

目 次

第1章 都市計画対象事業の名称	1-1
第2章 都市計画決定権者の名称等	2-1
第3章 事業者の名称等	3-1
第4章 都市計画対象事業の目的	4-1
第5章 都市計画対象事業の内容	5-1
5.1 都市計画対象事業の種類	5-1
5.2 都市計画対象事業の規模	5-1
5.3 都市計画対象事業実施区域の位置	5-1
5.4 事業計画の概要	5-3
5.4.1 施設整備に関する基本方針	5-3
5.4.2 施設の概要	5-4
5.4.3 運転計画	5-14
5.4.4 収集運搬車両等	5-14
5.4.5 資源化物等	5-16
5.4.6 公害防止計画	5-16
5.4.7 維持管理計画	5-21
5.5 造成計画	5-22
5.6 工事計画等	5-23
5.6.1 工事計画	5-23
5.6.2 工事関係車両	5-23
5.7 環境保全対策	5-27
5.7.1 工事中の環境保全対策	5-27
5.7.2 稼働後の環境保全対策	5-29
5.8 関連事業	5-32
5.9 その他事業	5-32
第6章 建設候補地及び周囲の概況	6-1
6.1 自然的状況に関する情報	6-1
6.1.1 地形に関する概況	6-1
6.1.2 地質に関する概況	6-4
6.1.3 気象、大気質等に関する概況	6-8
6.1.4 水象、水質等に関する概況	6-24
6.1.5 土壌、地盤に関する概況	6-28
6.1.6 植物及び動物の生育又は生息、植生及び生態系に関する概況.....	6-30

6.1.7	景観、自然との触れ合い活動の場等の人と自然との触れ合いに関する概況.....	6-35
6.1.8	文化財に関する概況	6-37
6.2	社会的状況に関する情報	6-41
6.2.1	人口に関する概況	6-41
6.2.2	産業に関する概況	6-44
6.2.3	土地利用に関する概況	6-45
6.2.4	水域利用に関する概況	6-45
6.2.5	交通に関する概況	6-47
6.2.6	公共施設に関する概況	6-49
6.2.7	生活環境施設に関する概況	6-51
6.3	環境保全の施策に関する情報	6-55
6.3.1	自然環境関係法令に基づく地域、地区等の指定状況.....	6-55
6.3.2	公害関係法令に基づく環境基準の設定状況及び規制の状況.....	6-58
第7章	方法書に対する意見及び都市計画決定権者の見解.....	7-1
7.1	方法書に対する住民意見の概要及び都市計画決定権者の見解.....	7-1
7.2	方法書に対する県知事意見及び都市計画決定権者の見解.....	7-6
第8章	環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法.....	8-1
8.1	環境影響要因の抽出	8-1
8.2	環境影響評価項目の選定	8-2
8.3	調査、予測及び評価の手法	8-7
8.3.1	大気質	8-7
8.3.2	騒音	8-11
8.3.3	振動	8-15
8.3.4	悪臭	8-18
8.3.5	水質	8-21
8.3.6	地形及び地質	8-25
8.3.7	動物	8-28
8.3.8	植物	8-38
8.3.9	生態系	8-41
8.3.10	景観	8-42
8.3.11	人と自然との触れ合いの活動の場	8-44
8.3.12	廃棄物等	8-46
8.3.13	温室効果ガス等	8-47
第9章	環境調査結果の概要並びに予測及び評価の結果.....	9-1-1
9.1	大気質	9-1-1

9.1.1	調査内容	9-1-1
9.1.2	調査結果	9-1-7
9.1.3	予測及び評価	9-1-36
9.2	騒音	9-2-1
9.2.1	調査内容	9-2-1
9.2.2	調査結果	9-2-5
9.2.3	予測及び評価	9-2-12
9.3	振動	9-3-1
9.3.1	調査内容	9-3-1
9.3.2	調査結果	9-3-4
9.3.3	予測及び評価	9-3-6
9.4	悪臭	9-4-1
9.4.1	調査内容	9-4-1
9.4.2	調査結果	9-4-4
9.4.3	予測及び評価	9-4-7
9.5	水質	9-5-1
9.5.1	調査内容	9-5-1
9.5.2	調査結果	9-5-7
9.5.3	予測及び評価	9-5-19
9.6	地形及び地質	9-6-1
9.6.1	調査内容	9-6-1
9.6.2	調査結果	9-6-4
9.6.3	予測及び評価	9-6-13
9.7	動物	9-7-1
9.7.1	調査内容	9-7-1
9.7.2	調査結果	9-7-14
9.7.3	予測及び評価	9-7-38
9.8	植物	9-8-1
9.8.1	調査内容	9-8-1
9.8.2	調査結果	9-8-6
9.8.3	予測及び評価	9-8-19
9.9	生態系	9-9-1
9.9.1	調査内容	9-9-1
9.9.2	調査結果	9-9-1
9.9.3	予測及び評価	9-9-10
9.10	景観	9-10-1
9.10.1	調査内容	9-10-1
9.10.2	調査結果	9-10-3
9.10.3	予測及び評価	9-10-10

9.11 人と自然との触れ合いの活動の場	9-11-1
9.11.1 調査内容	9-11-1
9.11.2 調査結果	9-11-3
9.11.3 予測及び評価	9-11-10
9.12 廃棄物等	9-12-1
9.12.1 調査内容	9-12-1
9.12.2 予測及び評価	9-12-1
9.13 温室効果ガス等	9-13-1
9.13.1 調査内容	9-13-1
9.13.2 予測及び評価	9-13-1
第10章 環境保全のための措置	10-1
第11章 事後調査計画等	11-1
11.1 事後調査計画	11-1
11.2 環境監視計画	11-2
11.3 事後調査結果の公表	11-3
第12章 環境影響の総合的な評価	12-1
12.1 環境影響の総合的な評価	12-1
12.2 賀茂環境衛生センターと新施設の比較	12-7
12.3 賀茂環境衛生センターの臭気調査結果と考察.....	12-9
第13章 準備書に対する意見及び都市計画決定権者の見解.....	13-1
13.1 準備書に対する住民意見の概要及び都市計画決定権者の見解.....	13-1
13.2 準備書に対する県知事意見及び都市計画決定権者の見解.....	13-9
第14章 環境影響評価準備書記載事項の修正の概要	14-1
第15章 環境影響評価の委託先	15-1
第16章 事業に係る許認可、届出等	16-1

「参考」 広島県環境影響評価に関する条例第十四条の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域

「用語解説」

広島中央エコパーク整備事業に係る環境影響評価書に掲載の地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を複製したものである。(承認番号 平26情複、第1073号)
なお、掲載の地図を複製する場合には、国土地理院長の承認を得なければならない。

注) 「9.7 動物」、「9.8 植物」、「9.9 生態系」に掲載の地図は、東広島市地形図16(1万分の1)及び竹原市都市計画図NO.3(1万分の1)を接合したものである。